

# 団体検査の手引き

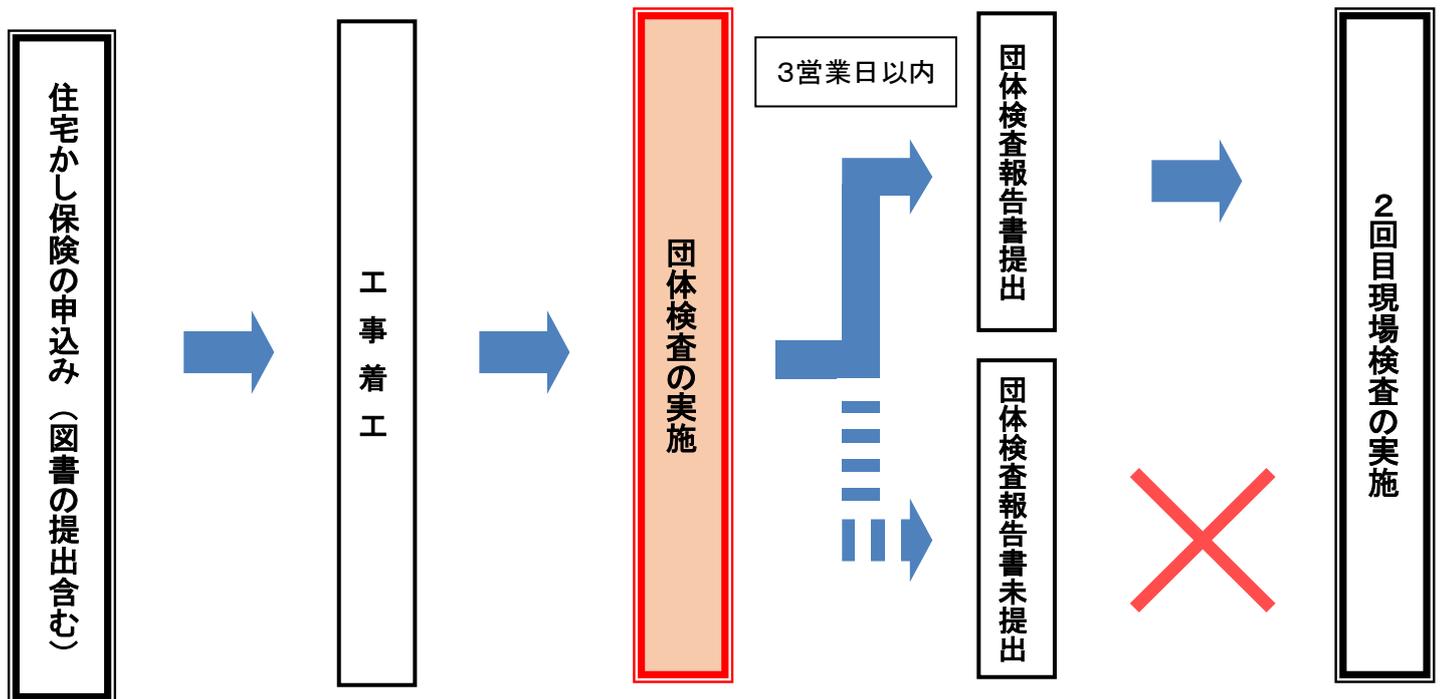
(階数3以下(地階を含む)の住宅)

このマニュアルは、ハウズジーンに登録された認定団体の団体検査員が、所属する団体の現場検査マニュアルに沿って行う基礎配筋工事完了時の団体検査方法を定めたものです。

団体検査報告書は、団体の指定する書式を必ず使用してください。団体の指定書式は、当社の現場検査報告書または当社の現場検査報告書に団体の名称等を記載したものに限りです。

## 1. 検査の流れ

住宅かし保険の申込から2回目検査までの流れは以下のとおりです。2回目検査は、団体検査報告書提出前には実施できませんので、必ず提出期限内に報告書を当社へ提出してください。



## 団体検査実施時の注意

1. 団体検査員は、建築士、建築基準適合性判定資格者検定合格者または施工管理技士(二級施工管理技士(仕上げ)を除く)に限る。ただし、二級または木造建築士である団体検査員が実施できるのは、それぞれの資格において設計または工事監理を行うことができる住宅に対する団体検査に限ります。
2. 団体検査を行う前に必ず住宅かし保険の申込みが行われていることを確認してください。
3. 団体検査は、必ず団体検査員本人が実施しなければなりません。現場に代理の者を出向させたり、現場に行かず書類で検査を済ませたりすることは認められていません。
4. 団体検査員は、団体検査員の急病により代わりに行う場合や、離島において代替する団体検査員がない場合等を除き、自らが設計または施工時管理する物件の団体検査には関与できません。
5. 団体検査報告書のハウズジーンへの提出は団体検査実施後3営業日以内に行ってください。
6. 団体検査報告書の使用に際しては、フォントの変更を含め、指定書式に変更を加えないでください。

## 2. 団体検査の対象部分と時期

### (1) 団体検査の対象部分と範囲

団体検査は、後掲の『団体検査の手順』記載の全ての項目を対象とし、検査では、施工実施済部分が設計図書に従って施工されていることを確認し行います。

### (2) 団体検査の時期

基礎配筋工事完了時、かつ基礎コンクリートの打設前

## 3. 団体検査の実施・報告

### (1) 団体検査の実施方法

団体検査員は後掲の『団体検査の手順』に従い各検査項目について確認します。団体検査は目視・計測を原則とし、適宜ヒアリングや、施工報告書、設計図書等を確認し行います。ただし、検査項目のうち地盤補強工事については団体検査では確認不要です。

#### <検査方法>

##### 【目視】

- 検査項目全体及び目視により確認すべきこととされている検査項目の全てを目視により確認する。

##### 【計測】

- 計測により確認すべきこととされている検査項目については、計測機器を用いて2箇所以上を計測する。

##### 【ヒアリング】

- 目視および計測が不可能な検査項目は、ヒアリングにより確認する。

##### 【検査結果の案内】

- 検査結果は、検査立会者へ口頭で案内する。
- 地盤補強工事が必要な住宅の団体検査では、地盤改良工事報告書を団体検査の時点で現場検査管理システムへアップロードしていない場合は2回目の現場検査の際に当社の現場検査員に提示する必要があることを案内する。
- 検査の結果、指摘事項が発見された場合は『不備連絡書』を使用して是正写真や是正図面等の提出を指示し、後日是正を確認する。

### (2) 団体検査の記録方法

団体検査は、(1)で確認した各検査項目について、団体検査報告書にその内容を記録します。

#### ① 団体検査報告書

団体検査の内容は、団体検査報告書へ記録します。

#### <使用・記入方法>

※『□』のチェック方法は『レ』又は『■』とする。

団体検査員は『団体検査報告書』の住宅(物件)ID、住宅(物件)名、届出事業者名、現場立会者氏名、団体検査員名、瑕疵検査実施日を記入する。

##### 【検査項目】

- 該当する各検査項目の『□』にチェックを入れる。

##### 【該当無しの項目】

- 該当しない検査項目がある場合は『□』にチェックを入れ『検査部位・内容』、『ヒアリング』及び『判定』の『□』にチェックを入れない。

##### 【地盤補強工事】

- 地盤補強工事の要否と必要な場合の確認方法は、団体検査では確認が不要な項目のため、該当なしおよび判定のいずれの項目についてもチェックを入れない。

【写真の記録】

- 現場検査時に現場施工状況写真を撮影し、『団体検査報告書』巻末の写真 添付欄に貼付する。

【判定】

- 施工内容が設計施工基準及び設計図書との整合を確認し、検査内容に指摘がない場合は『指摘無』の『□』にチェックを入れ、検査内容に指摘がある場合は『指摘有』の『□』にチェックを入れる。
- 全ての『判定』が『指摘無』の場合は『総合判定』の『適合』の『□』にチェックを入れ、『指摘有』がひとつでもある場合は『総合判定』の『指摘有』の『□』にチェックを入れる。

②不備連絡書

指摘がある場合に、届出事業者へその指摘事項を通知するために使用します。

- 指摘がある場合は、『不備連絡書』に指摘事項を記入し是正写真や是正図面等の提出を指示する。設計図書と施工の状況が異なる場合や変更がある場合は不備連絡書に記入し図面の提出を求める。
- 上記の指示は、現場立会者に口頭で案内するとともに、『不備連絡書』を検査実施日の翌営業日までに届出事業者にFAXを送付して行う。届出事業者には、指摘された不備を是正後、是正報告資料を現場検査管理システムへアップロードする方法により提出※し、団体検査員へ連絡するよう指示する。
- 指摘事項は、是正報告資料(施工写真、図面等)の提出を受けて確認を行う。是正を確認できた場合は、『団体検査報告書』に是正確認日を記入する。

※申込方法が紙の場合は、是正報告資料は適宜の方法で受領し、是正報告資料は団体検査員が現場検査管理システムにアップロードすること

③現場施工状況写真

検査時の現場の施工状況を把握するため、団体検査員は、『団体検査報告書』の補足資料として次の要領で写真を撮影し、記録します。

- 現場施工状況写真は、デジタルカメラを使用する場合は、100万画素以上のものを使用し撮影する。
- 現場施工状況写真を夜間に撮影する場合は、照明等を使用して撮影箇所が明るくなるよう対応を行う。
- 現場施工状況写真は、検査対象住宅の構造に応じて下表の記載の箇所(必須撮影箇所)を撮影する(3枚)。
- 不備指摘がある場合は必須撮影箇所に加えて指摘箇所について、指摘箇所および指摘内容が判る写真を撮影する。

木造の場合

No.1	全景(建物の存する位置が判るもの)	建物の周囲が写る範囲
No.2	配筋状況(対角位置から撮影)	コンクリート打設前
No.3	配筋状況(No2と反対方向から撮影)	コンクリート打設前

RC造・S造の場合

No.1	全景(建物の存する位置が判るもの)	建物の周囲が写る範囲
No.2	配筋状況(対角位置から撮影)	コンクリート打設前
No.3	配筋状況(No2と反対方向から撮影)	コンクリート打設前

#### ④団体検査報告書のハウスジーマンへの提出

団体検査の実施後、作成した団体検査報告書を現場検査管理システムへアップロードする方法によりハウスジーマンへ提出します。現場検査管理システムへのログイン方法および団体検査報告書のアップロード方法は別紙「現場検査管理システム 操作マニュアル第2版【団体検査員用】」を参照してください。

##### a. 検査で指摘事項がない場合

- 団体検査員は、検査実施日から3営業日以内に『団体検査報告書』を提出する。

##### b. 検査で指摘事項が発見された場合

- 団体検査員は、検査実施日から3営業日以内に『団体検査報告書』および『不備連絡書』を提出する。
- 団体検査員は上記③の「不備連絡書」の手順で指摘事項の是正を確認した後、確認日から3営業日以内に『団体検査報告書』を提出する。

#### 4. 現場検査管理システム

##### (1)現場検査管理システム 操作マニュアルのダウンロード方法

操作マニュアルは、当社ホームページの専用ページからダウンロードすることができます。

〈操作マニュアルのダウンロード方法〉

当社ホームページ TOP → 専用ページ → 届出事業者様専用ページ → ログイン → 届出事業者様専用 TOP ページ → TOP ページ直下の WEB 申込みシステム取扱説明書の欄中の【団体検査員用】現場検査管理システム操作マニュアル第2版 をダウンロード

##### (2)現場検査管理システムへのログイン方法

ログインは下記 URL または当社ホームページの届出事業者様専用ページ内「各種商品申込専用サイト」からログインします。

<http://kensa.house-gmen.net/service/>

※専用ページへのログインには、事業者登録時に当社より案内した、事業者 ID・パスワードを使用します。

## 団体検査(基礎配筋)の手順 (木造)

### 《 基礎の形式及び寸法 》

現場検査項目	確認項目	検査方法
布基礎 ベタ基礎 その他基礎	各部寸法	目視 計測 (ヒアリング) 設計図書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基礎の種類(布基礎、ベタ基礎、その他)を<u>目視により確認</u>する。</li> <li>● 基礎の各寸法(スラブ厚、ベース厚、ベース幅、立上り幅等)を<u>目視及び計測により確認</u>する。 (※1)(※2)(※3)</li> <li>● 型枠が未施工により目視及び計測が不可能な場合はヒアリングにより確認する。</li> </ul>	
<b>【備考】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外周部の立上り部全体を目視し基礎主筋の高さが均一であることを確認する。 また数箇所の高さを計測し設計図書と照合、地上部分で 300 mm 以上あることを確認する。(S基準は 400 mm 以上)</li> <li>● 未施工部分があった場合は『指摘有』の『□』にチェック入れ『指摘事項(概要)備考及び『不備連絡書』で施工済写真等の提出を求める。</li> <li>● ヒアリングにて検査を行った場合は『ヒアリング』の『□』にチェックを入れ『判定』の『□』にチェックを入れる。</li> </ul>		

### 《 換気 》

現場検査項目	確認項目	検査方法
換気口	床下換気口の位置	目視 計測 設計図書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 換気口が設置されている場合は換気口が適切な大きさ及び位置に設置されていることを<u>目視及び計測により確認</u>する。(※4)</li> </ul>	
<b>【備考】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ねこ土台(基礎パッキン等)の場合は、『該当無』の『□』にチェックを入れる。</li> <li>● 未施工部分があった場合は『指摘有』の『□』にチェックを入れ『指摘事項(概要)備考』及び『不備連絡書』で施工済写真等の提出を求める。</li> <li>● 換気口及びねこ土台(基礎パッキン等)以外の措置による場合はその方法を備考欄に記入する。(基礎断熱等)</li> </ul>		

### 《 配筋 》

現場検査項目	確認項目	検査方法
種類	異形・丸鋼	目視 計測 設計図書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄筋の種類について<u>目視及び計測により確認</u>する。(※5)</li> </ul>	
スラブ(耐圧盤) ベース部分 主筋・配力筋	径・間隔・重ね継手の長さ・定着長さ	目視 計測 設計図書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ベタ基礎のスラブ(耐圧盤)又は布基礎のベース部分の主筋及び配力筋の径、間隔、重ね継手の長さ及び定着長さについて<u>目視及び計測により確認</u>する。</li> <li>● 明らかに不適切な配筋の場合は、構造計算書等の<u>提示により確認</u>する。</li> <li>● 平成 12 年告示 1347 号(※6)に適合する配置及び緊結方法であることを<u>目視及び計測により確認</u>する。</li> </ul>	

立上り部分 主筋 腹筋 あばら筋	径・本数・間隔・重ね継手の長さ・定着長さ	目視 計測 設計図書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>立上り部分の主筋、腹筋及びあばら筋の径、本数、間隔、重ね継手の長さ、定着長さについて<b>目視及び計測により確認</b>する。 また、主筋と縦筋が緊結されていることを<b>目視により確認</b>する。</li> <li>立上り部分が重ね継手の場合、継手長さが十分確保されていることを<b>目視及び計測により確認</b>する。突付けの場合は、溶接が適切に行われていることを<b>目視により確認</b>する。</li> <li>平成 12 年告示 1347 号(※6)に適合する配置及び緊結方法であることを<b>目視及び計測により確認</b>する。</li> </ul>	
【備考】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>未施工部分があった場合は『指摘有』の『□』にチェックを入れ『指摘事項(概要)備考』及び『不備連絡書』で施工済写真等の提出を求める。</li> </ul>		

### 《 補強筋 》

現場検査項目	確認項目	検査方法
床下換気口	定着長さ・縦筋・横筋・斜筋	目視 計測 設計図書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>換気口を設置している場合、床下換気口の廻りに斜め筋等による補強が行われていることを<b>目視により確認</b>する。</li> <li>補強筋の定着長さが十分確保されていることを<b>目視及び計測により確認</b>する。 また、鉄筋の種類について<b>目視により確認</b>する。(※6)</li> </ul>	
人通口	定着長さ・縦筋・横筋・斜筋	目視 計測 設計図書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>人通口を設置している場合、人通口の廻りに斜め筋等による補強が行われていることを<b>目視により確認</b>する。</li> <li>補強筋の定着長さが十分確保されていることを<b>目視及び計測により確認</b>する。 また、鉄筋の種類について<b>目視により確認</b>する。(※6)</li> </ul>	
スリーブ開口	定着長さ・斜筋	目視 計測 設計図書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計図書に記載がある場合はスリーブ開口の補強筋の定着長さ及び鉄筋の種類について<b>目視及び計測により確認</b>する。</li> <li>設計図書に記載がない場合はスリーブ開口の補強筋を設置している箇所について定着長さ及び鉄筋の種類を<b>目視及び計測により確認</b>する。(※6)</li> </ul>	
コーナー部分 出隅・入隅部分	重ね継手の長さ	目視 計測 設計図書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーナー(隅角)部について、配筋の重ね合わせ長さ(継手長さ 40d)が十分確保されていることを<b>目視及び計測により確認</b>する。 また、鉄筋の種類について<b>目視により確認</b>する。(※6)</li> </ul>	
【備考】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>ねこ土台(基礎パッキン等)の場合は、『該当無』の『□』にチェックを入れる。</li> <li>未施工部分があった場合は『指摘有』の『□』にチェックを入れ『指摘事項(概要)備考』及び『不備連絡書』で施工済写真等の提出を求める。</li> <li>換気口及びねこ土台(基礎パッキン等)以外の措置による場合はその方法を備考欄に記入する。(基礎断熱等)</li> </ul>		

《 かぶり厚 》

現場検査項目	確認項目	検査方法
布基礎・ベタ基礎	立上り部分・底版部・スパーサーブロック <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各部のかぶり厚が確保できているか目視及び計測により確認する。 また、スパーサー等の配置状況を目視及び計測により確認する。(1m以内)(※7)</li> <li>● 立上り部分の型枠が未施工により目視及び計測が不可能な場合はヒアリングにより確認する。</li> </ul>	目視 計測 (ヒアリング) 設計図書
<p>【備 考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 立上り部分をヒアリングにて検査を行った場合は『ヒアリング』の『□』にチェックを入れ『判定』の『□』にチェックを入れる。</li> <li>● 未施工部分があった場合は『指摘有』の『□』にチェックを入れ『指摘事項(概要)備考』及び『不備連絡書』で施工済写真等の提出を求める。</li> </ul>		

## 参考資料

(※1)底盤の厚さはベタ基礎では15cm以上(平成12年告示1347号では「12cm以上」と規定されているが、かぶり厚等を考慮して、「15cm以上」が望ましい。)、布基礎では15cm以上とする。

(※2)平成12年告示1347号では、立上り部分の幅について次のように規定されている。

- ①立上り部分の幅は12cm以上とすること。

(※3)平成12年告示1347号では、布基礎の底盤の幅は、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度及び建築物の種類に応じて、次の表に定める数値以上の数値とすること(ただし、基礎ぐいを用いた構造とする場合にあっては、この限りでない)と規定されている。

底盤の幅(単位 cm)  地盤の長期に 生ずる力に対する 許容応力度(単位 kN/m <sup>2</sup> )	建築物の種類		
	木造又は鉄骨造その他これに類する重量の小さな建築物		その他の建築物
	平屋建て	2階建て	
30以上50未満の場合	30	45	60
50以上70未満の場合	24	36	45
70以上の場合	18	24	30

(※4)建築基準法施行令第22条では、床下をコンクリート等で覆う場合は、壁の長さ5m以下ごとに面積300cm<sup>2</sup>以上の換気口を設けなくてもよいと解釈されるが耐久性の観点から現場検査事項としている。ただし、基礎断熱工法を採用している場合は換気口が省略されるため本検査項目は対象外とする。

(※5)基礎配筋の種類(現場配筋、組立鉄筋又は既製品)を確認し、既製品の基礎配筋を採用している場合は、メーカーの仕様を提示させ、仕様どおり施工されていることを確認する。

(※6)平成12年告示1347号では、布基礎の底盤部鉄筋の配置・緊結について、底盤の幅が24cmを超えるものとした場合には、底盤に補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で配置し、底盤の両端部に配置した径9mm以上の鉄筋と緊結することと規定されている。

また、立上り部分・主筋の径・縦筋(補強筋)の径・設置間隔について、次のように規定されている。

- 立上り部分の主筋として径12mm以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したものとすること。
- 立上り部分の補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で縦に配置したものとすること。

(※7)基礎のかぶり寸法は土に接するベース部分は60mm、その他の部分は40mmとする。

〈止め部補強筋〉

- 基礎立ち上がり(地中梁)部の半島状の止まり部の補強筋施工が望ましい。

〈コーナー(隅角)部の補強〉

- コーナー配筋補強筋の施工(曲げ内側施工)が望ましい。

〈床段差補強筋〉

- コーナー配筋補強筋の施工(曲げ内側施工)が望ましい。

## 団体検査(基礎配筋)の手順 (RC造・S造)

※S 造のみアンカーボルト、柱脚の検査項目あり

### 《 鉄筋の品質 》

現場検査項目	確認項目	検査方法
鉄筋の品質	製造工場・劣化状況	目視 報書類等
	● 使用している鉄筋の製造工場が JIS 表示認定工場であることを納入書又はミルシート等により確認する。鉄筋の劣化状況は目視により確認する。	
鉄筋圧接等 継手 試験報告書	外観試験・品質検査	目視 試験報告書等
	● ガス圧接工法等による継手を用いている場合、 <u>継手部の検査(外観、品質)が実施されていることを試験報告書等により確認する。(※1)</u>	

### 《 基礎の形式及び寸法 》

現場検査項目	確認項目	検査方法
種類	種類	目視 設計図書
	● 基礎の種類を目視により確認する。	
寸法	寸法・配置	目視 計測 設計図書
	● 基礎、基礎梁等の寸法、配置について目視及び計測により確認する。	

### 《 配筋 》

現場検査項目	確認項目	検査方法
基礎 主筋の配筋状況	鉄筋のかぶり厚・径・本数・鉄筋の相互間隔・ 定着長さ・重ね継手の長さ	目視 計測 設計図書 試験報告書等
	● 鉄筋のかぶり厚について土に接する部分の基礎鉄筋のかぶり厚が 6 cm 以上であることを目視及び計測により確認する。 また、スペーサー等の配置状況を目視及び計測により確認する。	
	● 基礎主筋の径、本数について目視及び計測により確認する。	
	● 基礎主筋等の相互距離についてコンクリートの打込みに支障のないように、主筋等の水平の鉄筋相互のあき寸法が主筋等の径の 1.5 倍以上かつ 25mm 以上確保されていることを目視及び計測により確認する。 また、バーサポート又はスペーサーにより鉄筋が保持されていることを目視及び計測により確認する。	
	● 柱への定着長さについて目視及び計測により確認する。(RC造のみの検査項目)	
	● 重ね継手を用いている場合、継手の長さを目視及び計測により確認する。(※2)	
	● ガス圧接工法等による継手を用いている場合、継手部のふくらみ寸法・形状や圧接面相互の位置などに明らかな不良がないことを目視により確認する。 また、継手部の品質検査が実施されていることを試験報告書等により確認する。(※1)	

基礎梁 主筋の配筋状況	鉄筋のかぶり厚・径・本数・鉄筋の相互間隔・ 定着長さ・重ね継手の長さ位置	目視 計測 設計図書 試験報告書等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 鉄筋のかぶり厚について土に接する部分の基礎の鉄筋かぶり厚が 6 cm 以上であることを <u>目視及び計測により確認</u>する。 また、スペーサー等の配置状況を <u>目視及び計測により確認</u>する。</li> <li>● 基礎梁主筋の径、本数について <u>目視及び計測により確認</u>する。</li> <li>● 基礎梁主筋等の相互距離についてコンクリートの打込みに支障のないように、主筋等の水平の鉄筋相互のあき寸法が主筋等の径の 1.5 倍以上かつ 25mm 以上確保されていることを <u>目視及び計測により確認</u>する。 また、バーサポート又はスペーサーにより鉄筋が保持されていることを <u>目視及び計測により確認</u>する。</li> <li>● 基礎及び柱への定着長さについて <u>目視及び計測により確認</u>する。(柱はRC造のみの検査項目)</li> <li>● 重ね継手を用いている場合、継手の長さ位置を <u>目視及び計測により確認</u>する。(※2)</li> <li>● ガス圧接工法等による継手を用いている場合、継手部のふくらみ寸法・形状や圧接面相互の位置などに明らかな不良がないことを <u>目視により確認</u>する。 また、継手部の品質検査が実施されていることを <u>試験報告書等により確認</u>する。(※1)</li> </ul>	
基礎梁 あばら筋 (スターラップ)	径・間隔・フックの位置と長さ角度	目視 計測 設計図書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あばら筋の径・間隔・フックの位置、長さ及び角度について <u>目視及び計測により確認</u>する。</li> </ul>	
スラブ(耐圧盤) 主筋・配力筋の 配筋状況	スラブ(耐圧盤)厚・鉄筋のかぶり厚・径・ 本数・間隔・定着長さ・重ね継手の長さ位置	目視 計測 設計図書 試験報告書等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スラブ(耐圧盤)厚について <u>目視及び計測により確認</u>する。</li> <li>● 鉄筋のかぶり厚について土に接する部分の基礎の鉄筋かぶり厚が 6 cm 以上であることを <u>目視及び計測により確認</u>する。 また、スペーサー等の配置状況を <u>目視及び計測により確認</u>する。</li> <li>● スラブ(耐圧盤)鉄筋の径・本数・間隔について <u>目視及び計測により確認</u>する。</li> <li>● 基礎等への定着長さについて <u>目視及び計測により確認</u>する。</li> <li>● 重ね継手を用いている場合、継手の長さ位置を <u>目視及び計測により確認</u>する。(※2)</li> <li>● ガス圧接工法等による継手を用いている場合、継手部のふくらみ寸法・形状や圧接面相互の位置などに明らかな不良がないことを <u>目視により確認</u>する。 また、継手部の品質検査が実施されていることを <u>試験報告書等により確認</u>する。(※1)</li> </ul>	
壁(上階配筋) 縦筋・横筋 (RC造のみの 検査項目)	壁厚・鉄筋のかぶり厚・径・本数・間隔・ 定着長さ・重ね継手の長さ位置	目視 計測 設計図書 試験報告書等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 壁厚が 12 cm 以上であることを <u>目視及び計測により確認</u>する。</li> <li>● 鉄筋のかぶり厚が耐力壁にあっては 3 cm 以上、非耐力壁にあっては 2 cm 以上であることを <u>目視及び計測により確認</u>する。 また、スペーサー等の配置状況を <u>目視及び計測により確認</u>する。</li> <li>● 壁筋の径・本数・間隔を <u>目視及び計測により確認</u>する。</li> <li>● 基礎等への定着長さについて <u>目視及び計測により整合を確認</u>する。</li> <li>● 重ね継手を用いている場合、継手の長さ位置を <u>目視及び計測により確認</u>する。(※2)</li> <li>● ガス圧接工法等による継手を用いている場合、継手部のふくらみ寸法・形状や圧接面相互の位置などに明らかな不良がないことを <u>目視により確認</u>する。 また、継手部の品質検査が実施されていることを <u>試験報告書等により確認</u>する。(※1)</li> </ul>	

**【備考】**

- 未施工部分があった場合は『指摘有』の『口』にチェックを入れ『指摘事項(概要)備考』及び『不備連絡書』で施工済写真等の提出を求める。

**《 補強筋 》**

現場検査項目	確認項目	検査方法
スリーブ開口	定着長さ・斜筋	目視 計測 設計図書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設計図書に記載がある場合はスリーブ開口の補強筋の定着長さ及び鉄筋の種類について <u>目視及び計測により確認</u>する。</li> <li>● 設計図書に記載がない場合はスリーブ開口の補強筋を設置している箇所について定着長さ及び鉄筋の種類を <u>目視及び計測により確認</u>する。</li> </ul>	

**【備考】**

- 未施工部分があった場合は『指摘有』の『口』にチェックを入れ『指摘事項(概要)備考』及び『不備連絡書』で施工済写真等の提出を求める。

## S造検査項目

### 《 アンカーボルト 》

現場検査項目	確認項目	検査方法
アンカーボルト 設置状況	種類・径・長さ・位置	目視 計測 設計図書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アンカーボルトの設置状況(種類・径・長さ・位置)について<u>目視及び計測により確認する。</u></li> <li>● アンカーボルトの設置状況について以下の不具合がないことを<u>目視及び計測により確認する。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置位置の著しいずれ。</li> <li>・ ボルトの締忘れ、明らかな締付け不足。</li> <li>・ 戻り止め(ナット部分の溶接、ナットの二重使用など)の未措置。</li> </ul> </li> </ul>	
【備考】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 未施工部分があった場合は『指摘有』の『口』にチェックを入れ『指摘事項(概要)備考』及び『不備連絡書』で施工済写真等の提出を求める。</li> </ul>		

### 《 柱脚部 》

現場検査項目	確認項目	検査方法	
柱脚部の形式	形式	目視 設計図書	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 柱脚部の形式が図面通りであることを<u>目視により確認する。</u></li> </ul>		
形式	露出柱脚	アンカーボルトの基礎への定着	目視 設計図書
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● アンカーボルトが基礎に定着されていることを<u>目視により確認する。</u></li> </ul>	
	根巻き柱脚	根巻き主筋の基礎への定着	目視 計測 設計図書
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 根巻き部分の立上り主筋が基礎配筋に定着されていることを<u>目視及び計測により確認する。</u></li> </ul>	
埋込み柱脚	埋込み深さ・かぶり厚	—	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2回目でハウスジューメンが検査を行うため団体検査は不要。</li> </ul>		
【備考】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 未施工部分があった場合は『指摘有』の『口』にチェックを入れ『指摘事項(概要)備考』及び『不備連絡書』で施工済写真等の提出を求める。</li> </ul>			

## 参考資料

(1)地盤改良工法には、一般に次の種類がある。

①柱状改良工法：セメント系の固化材を現地土と攪拌混合する工法（固結工法）のうち、掘削攪拌翼を用いて柱状や壁状に改良を行うもので、深層混合処理工法ともいう。実績は比較的豊富である。

②表層改良工法：①の固結工法のうち、支持層が浅い場合にバックホウ（ドラグショベル）などにより攪拌して改良を行うもので、浅層混合処理工法ともいう。

③その他の工法として、次のような種類がある。

- ・締め固め工法：砂質地盤に振動や衝撃を加えて密度の大きい安定した地盤をつくる工法。
  - ・強制圧密脱水工法：粘性土地盤を強制的に圧密し、地中の間隙水を排除して事前に沈下を生じさせるとともに強度を増加させる工法。
  - ・置換工法：悪質の土を良質の土や特殊ブロックなどに置き換える工法。
- （参考）建築基礎構造設計指針 日本建築学会編（以下「学会設計指針」という）、  
建築工事監理指針 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（以下「営繕部監理指針」という）

（特記）擁壁がある敷地の場合、状況に応じて次の諸点を確認する。

- ・擁壁の形式、支持層及び支持方法、排水処理法などの確認。
- ・擁壁際の裏込め部は不同沈下のおそれがあるため、とくに擁壁際に計画建物が接近している場合、擁壁際の地盤調査、基礎構造の検討及び擁壁の底盤との取合いが十分に行われていることの確認。

(2)コンクリートの運搬時間の基準

- ・コンクリートの練り混ぜから打込み終了までの時間の限度は外気温が 25℃未満で 120 分、25℃以上で 90 分とする。（参考：建築工事標準仕様書・同解説 JASS5日本建築学会編（以下「JASS5」という））

(3)コンクリートの強度の表し方（参考：JASS 5）

- ・調合強度：コンクリートの調合を定める場合に目標とする強度で、品質基準強度（構造体に必要とされるコンクリートの圧縮強度）に予想平均気温による強度の補正値を加えた強度（単位：KN/m<sup>2</sup>）。
- ・呼び強度：レディミクストコンクリートを発注する場合に、前述の調合強度を満足するように選定されるコンクリートの強度区分（単位はついていない）。

(4)コンクリートの運搬時間の基準

（参考：建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 日本建築学会編（以下「JASS 5」という））

- ・コンクリートの練り混ぜから打込み終了までの時間の限度は、外気温が 25℃未満で 120 分、25℃以上で 90 分とする。

(※1)圧接継手の外観試験による判定基準は次の通り。（平成 12 年建設省告示第 1463 号に基づく）

- ・圧接部のふくらみの直径は鉄筋径の 1.4 倍以上。
- ・圧接部のふくらみの長さは鉄筋径の 1.1 倍以上で、その形状はなだらかであること。
- ・圧接面のずれは鉄筋径の 1/4 以下。
- ・圧接部における鉄筋中心軸の偏心量は鉄筋径の 1/5 以下。
- ・圧接部に折れ曲がり等の欠陥がないこと。に折れ曲がり等の欠陥がないこと。

(※2) JASS5 及び営繕部監理指針による。

鉄筋の重ね継手の長さについて、図面がない場合は次表を目安とする。（参考：JASS5）

種 類	コンクリートの設計基準強度 (KN/m <sup>2</sup> )	長 さ
SD295A	180	45d 直線 又は 35d フック付き
	210～270	40d 直線 又は 30d フック付き
SD295B	300～450	35d 直線 又は 25d フック付き
SD345	480～600	30d 直線 又は 20d フック付き



**第1回現場検査報告書 (木造 共通 基礎配筋検査)**

住宅(物件)ID		住宅(物件)名	
届出事業者名		現場立会者氏名	
検査員氏名		検査実施日	年 月 日

検査方法	【1】目視・計測により確認する。目視・計測ができない場合は、ヒアリングにより確認する。 【2】施工状況をハウスメーカー設計施工基準(建築基準法等の関係法令含む)および設計図書と照合する。設計図書と異なる場合は、設計図書または施工の是正を求める。 【3】是正報告を求める場合は、提出方法を指示する。
判定記入例	○:指摘無し ×:指摘有り —:該当無し

検査項目		判定	
地盤補強工事の施工状況		/	
① 地盤補強は必要か (地盤調査報告書で確認) ※ 地盤補強が必要な場合 ⇒ 地盤補強工事報告書を「最終検査時に提示」または「最終検査までに提出」するよう事業者へ伝える。			
基礎	布基礎	① ベース厚 (≥150mm) ② ベース幅 (≥構造種別に応じた寸法) ③ 立上り幅 (≥120mm) ④ GLからの立上り高さ (≥300mm(S基準の場合は土台下端まで400mm))	○ ×
	ベタ基礎	① スラブ(耐圧盤)厚 (≥120mm) ② 立上り幅 (≥120mm) ③ GLからの立上り高さ (≥300mm(S基準の場合は土台下端まで400mm))	
	その他基礎	① 布基礎、ベタ基礎以外 (SRC基礎等)	
配筋	スラブ(耐圧盤) ベース部分 主筋	① かぶり厚 (≥60mm) ④ 定着長さ ② 径 ⑤ 重ね継手の長さ ③ 間隔	○ ×
	立ち上がり部分 主筋・腹筋・ あばら筋	① かぶり厚 (≥40mm) ④ 間隔 ② 径 ⑤ 定着長さ ③ 本数 ⑥ 重ね継手の長さ ※⑥は出隅・入隅も確認	
補強筋	床下換気口 (ねこ土台は除く)	① 縦筋・横筋・斜筋等の施工状況 ② 定着長さ	○ × —
	人通口	① 縦筋・横筋・斜筋等の施工状況 ② 定着長さ ※該当する場合	
	スリーブ開口	① 縦筋・横筋・斜筋・既製品等の施工状況 ② 定着長さ ※図面に記載がある場合 ※梁成の1/3以上の断面欠損・鉄筋の切断がある場合	
指摘事項 (概要) 備考	指摘事項がある場合は別紙『不備連絡書』を作成し、検査翌営業日迄に事業者へ送付すること	<b>総合判定</b>	○ ×
提出前の 確認事項	① 住宅(物件)ID等は正しいか ② 検査実施日は正しいか ③ 写真添付(3枚以上)はあるか ④ 判定・総合判定欄の記入漏れはないか	是正確認日	年 月 日
	是正完了確認後、是正確認日を記入し検査システムにアップロードすること		

【現場検査報告書・不備連絡書は検査実施日から3営業日以内に検査システムにアップロードすること】



## 住宅かし保険

住宅(物件)ID	0	住宅(物件)名	0
----------	---	---------	---

ハウスジーマン現場検査 写真帳票		【撮影 必須 項目】
No.	撮影箇所	添付写真欄
1	全 景 (建物の存する 位置が判るもの)	(写真のタテヨコ比率は変更禁止)
2	配筋状況 (対角位置から 撮影)	(写真のタテヨコ比率は変更禁止)
3	配筋状況 (No. 2と反対角 位置から撮影)	(写真のタテヨコ比率は変更禁止)